

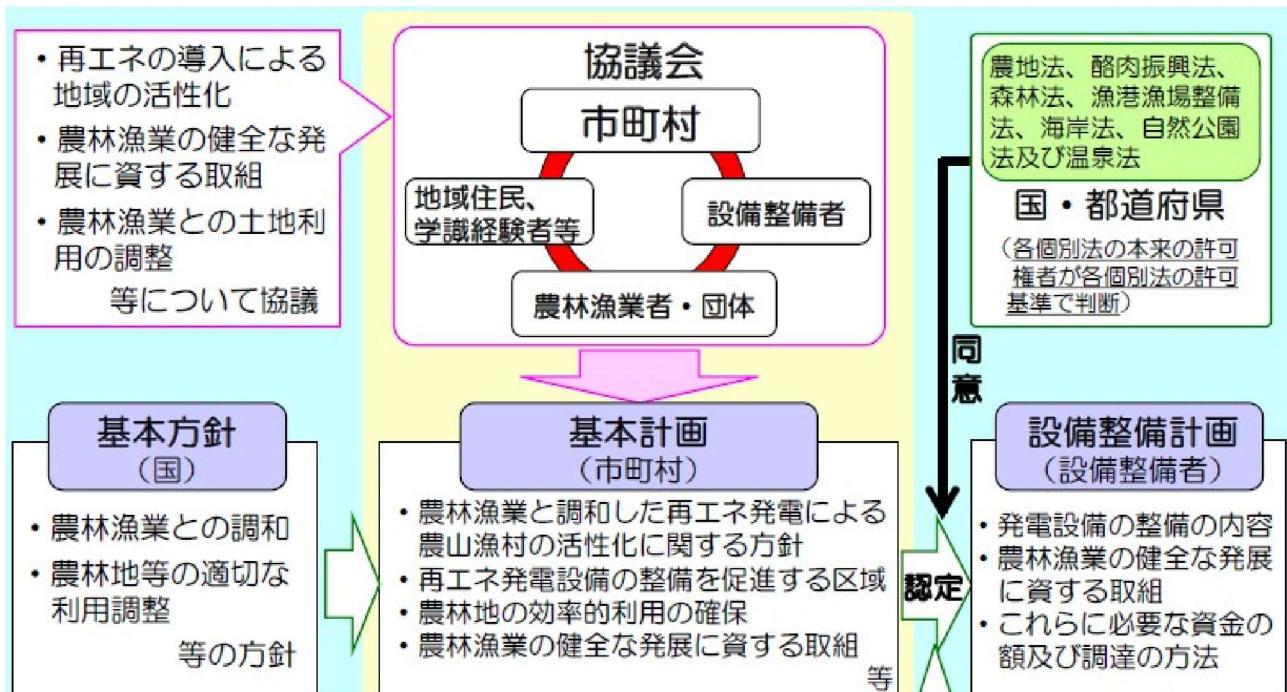
軽米町再生可能エネルギー発電による農山村活性化計画 の一部変更について（説明資料）

1 経緯

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電による農山村漁村の活性化に関する法律（平成 25 年法律第 81 号、以下「法」という。）は、農山漁村における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することを目的に平成 25 年に制定された。

これを受け本町では、再生可能エネルギー発電を促進するため、平成 26 年に再生可能エネルギー推進協議会を設置し、平成 27 年 3 月に法に基づく「軽米町再生可能エネルギーの発電による農山村活性化計画」（以下、「基本計画」という。）を策定し取り組んでいる。

2 法の概要



農林水産省HPより

(1) 「基本計画」の作成（法第 5 条）

農山漁村に豊富に存在する資源を再生可能エネルギーに活用し、地域の活力向上や持続的発展に結び付けていくため、国の基本方針に基づき、農山村の活性化、再生可能エネルギー発電設備を促進する区域などを定めた「基本計画」を作成することができる。

「基本計画」に定める主な事項

- ・ 農山漁村の活性化に関する方針
- ・ 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
- ・ 整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模
- ・ 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取り組みに関する事項
- ・ 再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき事項

(2) 「協議会」による協議（法第6条）

「基本計画」を作成する場合は、発電事業者や関係農林漁業関係団体、関係住民などを構成員とする協議会を設立し、「基本計画」の作成及びその実施に関し協議を行う。

(3) 町による「設備整備計画」の認定（法第7条）

事業者は、「基本計画」に即した「設備整備計画」を作成し、町では、当該計画が「基本計画」に適合しているか、関係法令に適合しているかどうか、県などの関係機関から同意を得て認定する。

(4) 特例措置（法第9条～法第19条）

設備整備計画を町から認定を受けた事業者は、森林法などの特例措置の対象となる。（認定によって許可があったものとみなす）

3 本町における取り組み状況

基本計画に基づく事業の取り組み状況は、平成28年に十文字チキンカンパニーバイオマス発電所、軽米西山太陽光発電所が発電を開始し、令和元年には軽米西ソーラー、軽米東ソーラー、令和3年には軽米尊坊太陽光発電所、令和4年には軽米高家太陽光発電所が売電を開始、今年度は、**折爪岳風力発電所が年内の売電開始に向けて準備を進めており**、軽米山田太陽光発電所は**発電設備設置**に向けて手続きを進めている。**また今回、新たに風力発電事業2か所を本計画に加えることとしている。**

発電規模では、**令和7年度11月現在**稼働中の6施設で213.85MWとなっており、基本計画に定める再生可能エネルギー発電設備の導入目標としては「**令和12年度（2030年度）までに250MW以上**」を目指している。

また、際限ない開発を避けるため、林地開発行為面積の上限を町の林野面積全体(18,721ha)の10%以下(1,800ha)に設定しており、現在の認定を受けた発電事業に加え、林地開発行為面積は、**338.5ha**となっており開発上限を遵守している。

農地に関しては、令和6年度に策定された「地域計画」において、町が今後長期にわたり農業上に利用すべき土地を定めている。そのため、地域計画に位置付けられた農地についても、「再生可能エネルギー発電設備を整備しようとする区域から除外する区域」として追加するものとする。

<参考>再生可能エネルギー導入目標に対する現況と今後の見通し



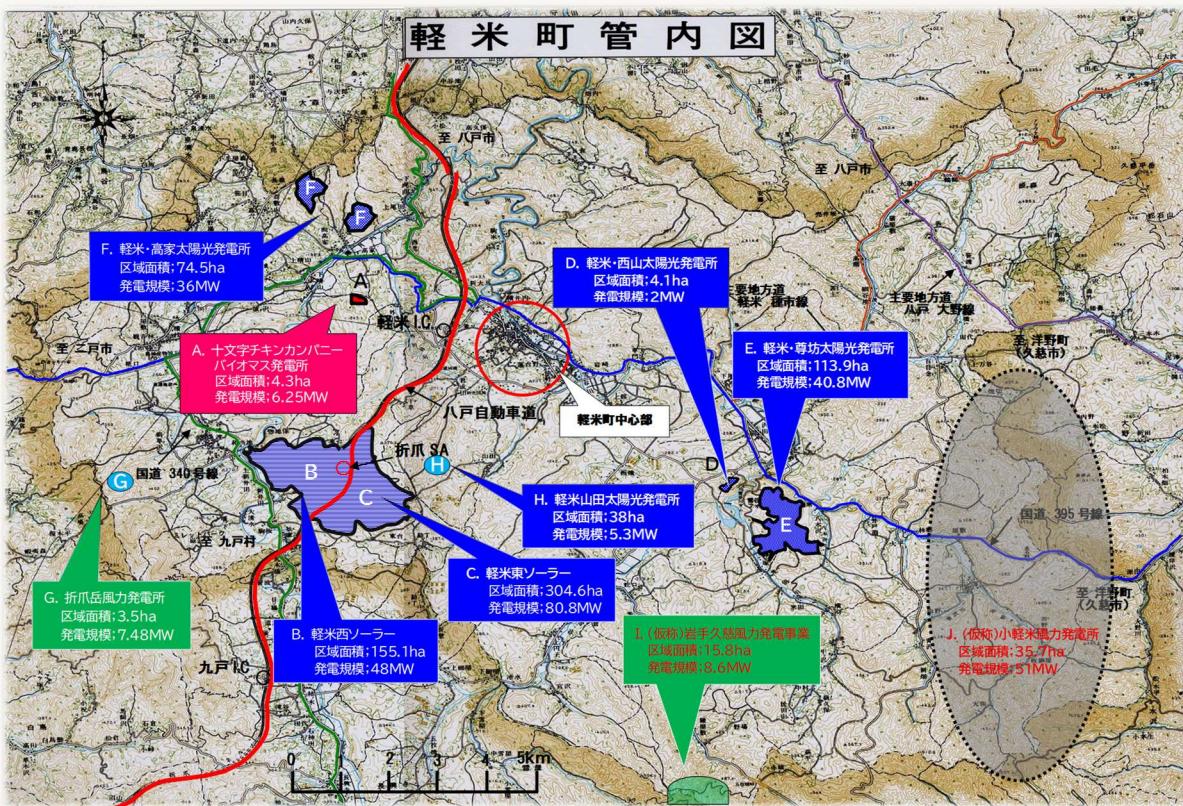
※令和12年度の目標に対しての現状と将来像について、令和7年11月19日現在の計画に基づいて作成したもので、事業の進捗、計画の見直しによって変更になる場合があります。

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

(単位 ; ha)

地区	区域の所在	区域面積	森林面積			農地面積	その他	備考
			開発行為	残置森林	計			
A	軽米町大字晴山第2地割40-1	4.3	2.4	1.9	4.3	0	0	鶴糞バイオマス発電
B	軽米町大字山内第4地割104、110~112番、大字山内第5地割6、11、19、35、43番 大字山内第6地割204、205、208番 他	155.1	77.4	75.7	153.1	0	2.0	太陽光発電
C	軽米町大字山内第4地割13、15~16、19、23、34、46、48~49、111、117、121~123、128~129、131、137、195、198、204、205番、大字軽米第22地割203~204番 他	304.6	126.2	171.8	298.0	0	6.6	〃
D	軽米町大字小軽米第1地割16番70	4.1	0.5	0	0.5	3.0	0.6	〃
E	軽米町大字小軽米第20地割3、5~7、71~72番 他	113.9	58.6	51.4	110.0	0	3.9	〃
F	軽米町大字高家第4地割53、75、79、80、82、83、85~89、145、157番、大字高家第6地割76、77、81、92番、大字軽米第19地割33、154、172番 他	74.5	41.5	29.6	71.1	0	3.4	〃
G	軽米町大字山内第15地割109-2、大字山内第16地割109-6、大字山内第17地割109-3、大字山内第18地割109-9、大字山内第19地割109-5 他	3.5	2.4	1.1	3.5	0	0	風力発電
H	軽米町大字軽米第22地割74-23	38.0	4.0	34.0	38.0	0	0	太陽光発電
I	軽米町蛇口第8地割字下平138-5	15.8	1.4	14.3	15.8	0	0	風力発電
J	軽米町大字小軽米第13地割53-1、53-37、53-38、53-39、 大字小軽米第14地割68-7、72-5、 大字小軽米第15地割103-127、 大字小軽米第16地割45、103-15、103-27、103-27、103-31、103-33、103-115、105-3、105-4、105-7、105-8、他	35.7	24.1	11.6	35.7	0	0	風力発電
計		749.5	338.5	391.4	730.0	3.0	16.5	

※森林面積は、森林法第5条に規定する森林面積



各区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模等

地区	設備名称	発電設備の種類	発電設備の規模 (最大出力・MW)	主体事業者	設備整備者	備考
A	十文字チキンカンパニーバイオマス発電所	鶏糞バイオマス発電	6.25	株式会社十文字チキンカンパニー	株式会社十文字チキンカンパニー	
B	軽米西ソーラー	太陽光発電	48.0	株式会社レノバ	合同会社軽米西ソーラー	
C	軽米東ソーラー	〃	80.8	株式会社レノバ	合同会社軽米東ソーラー	
D	軽米西山太陽光発電所	〃	2.0	リニューアブル・ジャパン株式会社	日本再生可能エネルギーインフラ投資法人	
E	軽米尊坊太陽光発電所	〃	40.8	株式会社レノバ	合同会社軽米尊坊ソーラー	
F	軽米・高家太陽光発電所	〃	36.0	ブルースカイソーラー株式会社	S S J メガソーラー69 合同会社	
G	折爪岳風力発電所	風力発電	7.48	JR 東日本エネルギー開発株式会社	折爪岳風力発電合同会社	
H	軽米山田太陽光発電所	太陽光発電	5.3	株式会社ナノエナジー	未定(SPC 設立予定)	
I	(仮称) 岩手久慈風力発電事業	風力発電	8.6	東急不動産株式会社	合同会社リエネ岩手久慈ウインドファーム	事業全体では43MW
J	(仮称) 小軽米風力発電所	〃	51.0	H S E 株式会社	未定 (S P C 設立予定)	
合計			286.23			

4 成果について

農林業の健全な発展、地域活性化に資する取り組み

発電事業者は、売電収入の一部を寄付し、町では新たに創設した自然のめぐみ基金に積み立て、農林業の健全な発展に資する取り組み等を進めるための新たな財源を確保したほか、発電施設の設置に伴う税収の増、施設の維持管理に係る地元企業の活用による雇用の維持、増加に貢献している。

また、発電所工事中は、旧中学校校舎の活用、雇用、地元への宿泊、飲食、資材、燃料等の調達、利用がなされ、地元経済への貢献も担っている。

令和6年度は自然のめぐみ基金を活用した農林業の健全な発展に資する取り組みとして、軽米町親元就農給付金(農業経営の継承、農業後継者育成支援)に210万円、多面的機能支払交付金事業（農地維持や共同活動の取り組み）に260万円、生分解性資材普及拡大事業に220万円、電気柵等設置補助金20万円が充当された。

今後は、「再生可能エネルギーが身近に感じられる取り組み」として、再エネ設備の導入や、「防災・減災力の強化」の取り組みとして、地域が一体となった防災・減災力の強化活動の推進を検討する。

5 今後の基本計画に基づく再エネ発電の促進について

平成24年に開始された固定価格買取制度（FIT）は、開始から13年が経過し、買取価格の低下や、当地域は送電網が脆弱なことなど、取り巻く状況が変化してきているが、再生可能エネルギーの促進による温室効果ガス削減効果も見込まれ、脱炭素社会の貢献も期待されていること、また、当地域は再生可能エネルギーのポテンシャルが豊富であるとされており、今後も動向を注視しながら発電の促進と共に電気の地産地消なども含め検討を進める。

また、既存の発電施設については、町民の不安を払しょくするため、引き続き防災施設パトロールの実施や、町民視察の実施、調整池等の防災施設の監視を行う。

6 基本計画の一部改正について

今回の一改正(案)では、統計の数値の更新を行ったほか、本計画の対象となる設備の導入を進めている風力発電事業2か所を本計画に加えることとした。

それに伴い、「再生可能エネルギー発電の整備を促進する区域の位置」（資料No.3）及び「認定等進捗状況」（資料No.4）の更新を行った。